

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年4月23日(2020.4.23)

【公開番号】特開2018-140157(P2018-140157A)

【公開日】平成30年9月13日(2018.9.13)

【年通号数】公開・登録公報2018-035

【出願番号】特願2017-219822(P2017-219822)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 2 Z

【手続補正書】

【提出日】令和2年3月12日(2020.3.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

特別入賞口を開放するラウンド遊技を含む特別遊技を実行可能であり、前記特別入賞口に入賞した遊技球が特定領域を通過したに基づいて特典を付与可能な遊技機であって、

前記特定領域に遊技球を通過させる第1状態と前記特定領域に遊技球を通過させない第2状態とをとり得る振分部材を制御可能な振分部材制御手段を備え、

前記振分部材の作動パターンには、前記第1状態への制御期間を含む作動パターンとして複数の作動パターンがあり、

前記振分部材制御手段は、

特定のラウンド遊技では、前記振分部材を、前記複数の作動パターンのうちの第1の作動パターンで作動させ、当該特定のラウンド遊技における前記特別入賞口への入賞個数が予め定められた変化点個数に到達すると、前記複数の作動パターンのうちの第2の作動パターンで作動させ、

前記特定のラウンド遊技とは異なる他のラウンド遊技では、前記振分部材を、前記第1の作動パターンで作動させるが、当該他のラウンド遊技における前記特別入賞口への入賞個数が前記変化点個数に到達しても、前記第2の作動パターンで作動させず、

前記特定領域への通過が予定された第1の大当たりに当選したに基づく第1の特別遊技には、前記特定のラウンド遊技が少なくとも1回含まれ、

前記特定領域への通過が予定されていない第2の大当たりに当選したに基づく第2の特別遊技には、前記他のラウンド遊技が少なくとも1回含まれ、

前記特定のラウンド遊技においても前記他のラウンド遊技においても、1回のラウンド遊技における最大入賞個数に及ぶ遊技球の入賞が可能な開放パターンで前記特別入賞口が開放されることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

請求項1に記載の遊技機であって、

前記第1の作動パターンは、予め定められた第1の時間にわたって前記振分部材を前記第1状態に制御することを含む作動パターンであり、

前記第2の作動パターンは、前記第1の時間とは異なる第2の時間にわたって前記振分部材を前記第1状態に制御することを含む作動パターンであることを特徴とする徵とする

遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明の遊技機は、

特別入賞口を開放するラウンド遊技を含む特別遊技を実行可能であり、前記特別入賞口に入賞した遊技球が特定領域を通過したことに基づいて特典を付与可能な遊技機であって

、  
前記特定領域に遊技球を通過させる第1状態と前記特定領域に遊技球を通過させない第2状態とをとり得る振分部材を制御可能な振分部材制御手段を備え、

前記振分部材の作動パターンには、前記第1状態への制御期間を含む作動パターンとして複数の作動パターンがあり、

前記振分部材制御手段は、

特定のラウンド遊技では、前記振分部材を、前記複数の作動パターンのうちの第1の作動パターンで作動させ、当該特定のラウンド遊技における前記特別入賞口への入賞個数が予め定められた変化点個数に到達すると、前記複数の作動パターンのうちの第2の作動パターンで作動させ、

前記特定のラウンド遊技とは異なる他のラウンド遊技では、前記振分部材を、前記第1の作動パターンで作動させるが、当該他のラウンド遊技における前記特別入賞口への入賞個数が前記変化点個数に到達しても、前記第2の作動パターンで作動させず、

前記特定領域への通過が予定された第1の大当たりに当選したことに基づく第1の特別遊技には、前記特定のラウンド遊技が少なくとも1回含まれ、

前記特定領域への通過が予定されていない第2の大当たりに当選したことに基づく第2の特別遊技には、前記他のラウンド遊技が少なくとも1回含まれ、

前記特定のラウンド遊技においても前記他のラウンド遊技においても、1回のラウンド遊技における最大入賞個数に及ぶ遊技球の入賞が可能な開放パターンで前記特別入賞口が開放されることを特徴とする。